諮問庁:国税庁長官

諮問日:平成28年6月13日(平成28年(行情)諮問第416号)

答申日:平成28年10月28日(平成28年度(行情)答申第489号)

事件名:特定期間の特定法人の滞納事績に関する経過等が記載された文書

(滞納処分票) の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年1月1日~平成26年10月27日の特定法人の滞納事績に関する経過等が記載された書類(滞納処分票)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月17日付け特定記号7 7により特定税務署長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定 (以下「原処分」という。)を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 行政文書不開示決定通知書に記載の行政文書の名称は「滞納処分票」とあるが、審査請求人は、明確に開示内容を絞っている。滞納 処分票の全てを要求していない。

審査請求人が開示を要求している文書の内容は、「特定税務署職員 Aが、平成26年10月27日、前任者の指導による完納可能な納 税期限(平成27年3月末日)を一方的に棄却し、同年1月末日と 最終通告した最大のポイントとなる「なぜ、納税期限平成27年1 月末日がよくて、同年3月末日がダメなのか?その法的根拠は何 か?」が記載された平成26年10月27日時点に存在する行政文 書」である。

- イ 不開示とした理由は、法5条2号に基づくとある。
 - (ア) 法 5 条 2 号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」 には該当しない。

- a 審査請求人は、当該法人唯一の取締役であり代表者である。
- b 特定税務署は、当該法人の代表者と審査請求人が同一人物であることを知っている。
- c 当事者の開示請求であるから、当該法人も個人も利益を害されることはない。
- (イ) 法 5 条 2 号口「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも該当しない。
 - a 開示請求している文書は、行政機関の要請を受けて提出したも のではない。
 - b 法的根拠については、説明責任こそあれ、通例として公にしな いことはあり得ない。
 - c 度重なる説明要求に対して、説明責任を怠った特定税務署職員 Aの行為は、当時の状況等に照らし合わせても不合理極まりな いものである。
- ウ 上記イで不開示文書ではないことは記述したが、たとえ不開示内容が含まれていたとしても、法6条には、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合においては、当該不開示情報を除き、部分開示することが義務付けられている。

審査請求人の請求理由は、税務署の処分に対して法的根拠の説明を 求めるものであり、開示できない理由は全く見当たらない。

エ 審査請求人が要求している文書は、存在するはずである。

公文書管理法は、4条で文書作成義務について定めており、経緯も 含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実 績を合理的に跡付け又は検証することができるように文書を作成す る義務が記述されている。

- オ 法8条の規定と述べているが、該当する理由はひとつもない。
- カ 特定税務署職員は、審査請求人が最初から求めている説明に対して 一度も説明を行っていない。
- キ 行政文書開示請求には、2度に渡り理由書を添付した。

(2)意見書

審査請求人から、平成28年7月18日付け(同月19日収受)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年2月17日付け特定記号77により、本件対象文書の有無を答えることにより、特定の法人が税の滞納をした事実の有無という法5条2号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、速やかに行政文書を開示することを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が国税の滞納をした事実 の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせ るものと認められることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性に ついて検討する。

(1) 法5条2号イ該当性

法 5 条 2 号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、 当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある ものを不開示情報と規定している。

特定法人が国税の滞納をしたという事実の有無を公にした場合,通常,特定法人は取引先から警戒心を持って臨まれること,あるいは契約交渉等において不利益となることなど,特定法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから,特定法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり,本件存否情報は,法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 不開示情報該当性(法5条6号柱書き該当性)の追加について

税務職員には、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

したがって、本件存否情報を明らかにした場合、滞納者のみならずその他の納税者からの国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、当庁が行う事務の適正な遂行に重大な 支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件存否情報は法5 条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書において、審査請求人が開示を要求している文書の内容は、上記第2の2(1)アに記載の文書であると主張している。

しかしながら、仮に、審査請求人が求めている文書が滞納処分票の全 てではなく、個別の事案において特定税務署職員が納税期限の変更を行 ったことの法的根拠が記載された行政文書であったとしても、対象とな る文書の存否を答えることは、特定法人が税の滞納をした事実の有無を 明らかにする結果を生じさせるものと認められることから、原処分と同 様にその存否を明らかにせずに開示請求を拒否することとなる。

(2) 審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2(1)イ(ア)の aないしcのとおり主張している。

しかしながら、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の 目的いかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事 情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求 人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書の有無を答えることは、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法 8 条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成28年6月13日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同年7月19日 審査請求人から意見書を収受

④同年10月12日 審議

⑤同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号の不開示情報を開示することとなる として、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒 否する決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は、法の適用条項に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当と していることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 存否応答拒否の妥当性について
- (1) 開示請求者(審査請求人)は、請求する行政文書の名称等を別紙に掲げる内容として本件開示請求を行ったが、処分庁は、文書の特定ができないとして、同人に補正を求めた結果、「平成26年1月1日~平成26年10月27日の特定法人の滞納事績に関する経過等が記載された書類(滞納処分票)」を特定した。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、審査請求人が開示を求めている文書は、上記第2の2(1)アに記載の文書である旨を主張している。そこで、本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求者が請求していると認められる「滞納に関して納税期限が2か月早まったことの根拠・理由が記載された文書」が存在するとすれば、当該文書は、徴収事務提要に基づき、一般に、滞納に関連する他の文書とともに滞納処分票(滞納整理を通じて作成、収集等した各文書等を滞納事案ごとに一体として編てつした行政文書)に編てつされることとなるため、開示請求者への求補正を経て、平成26年1月1日から同年10月27日までの特定法人の滞納処分票を開示請求者が請求する行政文書として特定したとのことであった。

そうすると、審査請求人が開示を求めている文書は、滞納した税金の 納期限の変更に関係する文書であり、本件対象文書に含まれるものであ ると認められる。

(2)本件開示請求は、特定法人を特定した上で、特定法人が国税を滞納したことを前提とする文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人が国税の滞納をした事実の有無(本件存否情報)を明らかにすることとなることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、 当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある ものを不開示情報として規定している。そして、ここにいう「その他正 当な利益」とは、ノウハウ、信用などの法人の運営上の地位と解され、 これには国税を滞納したか否かに係る事実が含まれる。

本件存否情報は、特定法人に関する情報であり、これを公にした場合、信用などの当該法人の運営上の地位を害するおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イの不 開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を 明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- (3)審査請求人は、当事者による開示請求であるから利益を害されることはない旨を主張しているが、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから(法3条参照)、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。したがって、審査請求人が役員を務めていた法人の情報(自己情報)であることを理由にこれを開示することはできないから、この点に関する審査請求人の主張に理由はない。
- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、法6条1項に基づく部分開示を求めているが、上記2 (2)のとおり、本件は、本件対象文書の存否を明らかにすること自体 が、本件存否情報という法5条2号イの不開示情報を開示することとな るのであるから、この点に関する審査請求人の主張に理由はない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 2 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条 2 号イに該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

特定税務署職員Aは、審査請求人が前任者のアドバイス・指導に従い、金融機関に借入金の返済猶予承認を得て作成した平成27年3月末日までの指導に基づいた納税計画を一方的に棄却し同年1月末日までと2か月早めた。そして平成26年10月27日にこれが最終決定と審査請求人に通告した。しかし2か月早めた根拠・理由が未だにわからないままである。

そこで、平成28年1月10日付けで質問状を送付したが、特定税務署職員 Bは、「私が徴収部門の責任者である。文書では回答しない、電話の録音をす るのなら回答しない」と回答を拒否した。仕方なく口頭でよいと得た回答が 「国税徴収法第47条に基づき、税務署は催促した」と巧みに論点をずらした 回答であった。全く理解できないのは、平成27年1月末であっても同条には 反しているが、前任者のアドバイス・指導に従った同年3月末日がダメで同年 1月末日がよいのか?この説明を全く受けておらず、上記のように回答も拒否 された。なぜ、回答を拒否するのか、全く理解できていない。

よって、特定税務署職員Aが、審査請求人に対して、平成26年10月27日までに、この2か月の根拠・理由の説明責任を果たした証拠文書の開示を請求する。